

番号	質問	回答	大分類	小分類	更新履歴
0-1	改正FIT法の趣旨は何ですか。	平成29年4月1日に改正FIT法が施行されました。これは、FIT制度開始5年で導入量は大幅に増大した一方で、国民負担の増大や未稼働案件の増加、地域とのトラブルが増加するなどの課題を踏まえ、新しい認定制度を設け、設備認定から事業計画認定とすることで、事業の適切性や実施可能性をチェックし、責任ある発電事業者として再生可能エネルギーの長期安定発電を促していく趣旨です。また、中長期の価格目標や入札制度を設けることによって、将来の再エネ自立化に向けた仕組みも構築しています。	総論		
0-2	改正FIT法における新制度はどのようなものですか。	大きく分けて二つあります。一つは、平成28年度(平成29年3月31日)までにFITの認定を受けられている方(運転を開始している方も含む)は、新制度へ移行するため事業計画を提出する必要があります。もう一つは、平成29年度以降に新しく認定を受けたい方は新規認定申請(変更認定を含む)をしていただきます。いずれにしても、過去認定を受けられていた方も、新しく認定を受けられた方も、同様に改正FIT法の新しい認定基準に基づき認定されることになり、新しい基準に従っていただくこととなります。	総論		
0-3	どの事業者が事業計画を提出する必要があるのですか。	FIT制度開始後、平成24年7月から平成29年3月までにFITの認定を受けられているすべての方が対象となります。10kW未満の事業者(住宅用太陽光)も対象となりますが、特例太陽光(余剰買取制度において認定を受けた方(平成24年6月以前に太陽光の余剰電力買取の申込みを行った方、設備IDが「F」で始まる方)は対象とならず、提出する義務はありません。	総論		
0-4	事業計画の提出の期限はいつですか。	平成29年3月31日までにFITの認定を受けられている方(運転を開始している方も含む)の新制度へ移行するための事業計画の提出期限は、平成29年9月30日です。まだ提出されていない方につきましては、聴聞という弁明の機会を経た上で、それでもなお提出されなかった場合に認定を取り消すこととなりますので、期限後でも速やかに提出いただく必要があります。ただし、10kW未満太陽光発電設備の新制度へ移行するための事業計画の提出期限については、平成29年8月31日の改正省令により、平成29年12月31日までに変更となりました。	総論		2017/10/13修正
0-5	みなし認定事業者が期限までに事業計画を提出しなかった場合には認定が失効するのですか。	事業計画の提出を受けて、改正FIT法における新認定制度において認定を受ける条件が整います。事業計画の提出がない場合は、新認定制度における事業計画を提出するという認定基準を満たさないため、認定が取り消される可能性があります。認定が自動的に失効することはありません。聴聞という弁明の機会を経た上で、それでもなお提出されなかった場合に認定を取り消すこととなります。	総論		
1-1	50kW未満の太陽光発電について、従来のログインIDとパスワードを使って新しい申請サイトでログインできますか。	「登録者」としてのログインIDでログインをすれば、①新規認定申請、②既存の設備IDの変更認定申請・変更届出、③みなし認定案件の事業計画提出が可能です。「設置者」としてのログインIDでは手続は行うことはできず、認定情報の閲覧のみ可能です。	新認定制度関係	事務手続	
1-2	設備設置者が「承諾」した場合には、登録者に連絡がありますか。	申請サイトでマイページにログインをすると、認定申請中の案件のステータスが確認でき、そこで設備設置者が承諾したかどうか確認できます。	新認定制度関係	事務手続	
1-3	太陽光50kW未満の認定申請について、設備設置者がメールアドレスを持っていない場合、登録者はどのように手続したらよいのですか。	登録者から認定申請がなされた場合、原則、設備設置者のメールアドレスの登録を必須としています。設備設置者がメールアドレスをお持ちでない場合は、委任状と設備設置者の印鑑証明書(申請(届出)日より3か月前から当該申請(届出)日までの間に発行された原本に限る。)を添付していただくことが必要です。	新認定制度関係	事務手続	2017/10/13修正
1-4	接続契約締結前に新規認定申請や発電出力・主要な事項の変更による接続契約の再締結に係る変更認定申請をして、審査が完了している状態で、接続契約を締結してから認定取得までの期間はどれくらいですか。	その時点での手続の混雑状況にもよりますが、WEBを通じて申請された場合、通常は申請から1~2ヶ月かかるころを、接続契約以外の部分の審査が完了していれば、それよりも短期間で認定を行うことを想定しています。ただし、現時点においては、大変多くの申請がなされているため、3ヶ月超の期間を要しており、今後、迅速な処理に向けて体制を強化していくこととしております。	新認定制度関係	事務手続	2017/10/13修正
1-5	電源接続案件募集プロセスなど接続契約の締結までに時間がかかる場合も、接続契約が締結できないと認定を受けることはできないのですか。	新認定制度では、事業実施可能性が高い案件を認定することとしており、事業実施可能性を判断する上で接続契約を締結していることは重要な認定基準です。電源接続案件募集プロセスに参加しているなどの事情がある場合であっても、接続契約が締結されない限り、認定することはありません。	新認定制度関係	事務手続	
1-6	「発電出力」は発電端と送電端のどちらで申請すればよいのですか。	認定申請時に記載する発電出力は、発電設備の定格出力を記載してください。発電設備の仕様書等に記載される定格出力からパワーコンディショナー等の設備やシステムで発電出力を制御する場合は、その制御後の出力を記載し、制御の方法を証する書類を提出してください。(例:パワーコンディショナーの仕様書、その他制御機器等の仕様書が分かる書類)	新認定制度関係	事務手続	
1-7	「事業区域の面積」の定義は何ですか。	再生可能エネルギー発電事業のための敷地面積を指します。ただし、屋根・屋上に太陽光を設置する場合は、屋根の面積、又は建物の建築面積を記載してください。	新認定制度関係	事務手続	
1-7-1	提出する登記簿謄本は、有効期限はありますか。また、ネットから取得したものでいいのですか。	設備の所在地に係る登記簿謄本については、最新の権利状況が表示されていることが必要のため、申請(届出)日より3か月前から当該申請(届出)日までの間に発行された、法的証明力が備わっている全部事項履歴証明書が必要です。そのため、登記事項要約書又は一般財団法人民事法務協会がWEB上で提供している登記情報提供サービスからのデータの写しは、法的証明力が担保されないことから認められません。	新認定制度関係	事務手続	2017/10/13修正
1-7-2	新築物件で建物の住所が確定していない場合について、建造物所有者の同意を示す書類はどのようなものが必要ですか。また、フォーマット等がありますか。	住所が確定していない場合は、地番表記の後ろに(住居表示未確定)と入力して申請いただき、認定取得後、住所が確定した後で、事前変更届出をして所在地変更を行ってください。なお、建造物所有者の同意書は「なっとく再エネ」の新規認定申請についてご案内しているページ(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html)に掲載しています。 直接確認したい場合には、以下のリンクをクリックしてください。※様式がダウンロードされます。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/tatemono_douji.docx	新認定制度関係	事務手続	
1-7-3	土地・建物が共有の場合、同意書はどこまでの範囲の人の分が必要ですか。	共有者全員の「権利者の証明書」又は「建造物所有者の同意書」が必要です。1枚にまとめていただいても構いませんが、家族であっても、共有者全員分の氏名等の記載、押印が必要です。	新認定制度関係	事務手続	
1-7-4	携帯電話やPHSで再生エネルギー電子申請システムを利用することはできるのか？	携帯電話やPHSに搭載されているブラウザでは本システムをご利用いただくことができません。	新認定制度関係	事務手続	

1-7-5	スマートフォンやタブレットで再生エネルギー電子申請システムを利用することはできるのか？	スマートフォン・タブレット端末に搭載されているブラウザ※であれば、本システムを利用することが可能です。 ただし、各種申請手続きに関しましては、申請に際し必要となる書類(PDF形式、ZIP形式)のアップロードが本システムに正常に反映されない場合がありますので、パソコン端末からの手続きを推奨します。 ※Microsoft Edge、Internet Explorer 11、Google Chrome、Firefox、Safari	新認定制度関係	事務手続	
1-7-6	fit-mail@fit-portal.go.jpから送信されてきたメールに記載されているURLをクリックすると、信用がされないサイトであるとのメッセージが表示されるが大丈夫なのか？	利用されている端末等のセキュリティ設定によるものと考えられます。 本システムにおきましては、情報漏えい等の情報セキュリティ対策を講じておりますので、心配せずにご利用ください。	新認定制度関係	事務手続	
1-7-7	自分の携帯電話のメールアドレスに届いた手続に関するメールを、パソコンのメールアドレスに転送し、手続を行うことは可能か？	可能です。	新認定制度関係	事務手続	
1-7-8	複数の事業計画を一通で紙申請する場合、事業計画書1枚毎に代行提出依頼書と印鑑証明書を添付しなければならないのか？	代行提出依頼書及び印鑑証明書いずれも、設備設置者1人につき1枚添付してください。代行提出依頼書の添付書類の有無をチェックする欄については、設備設置者が同一の事業計画書が複数ある場合、その事業計画書の中で1つでも添付書類がある場合は「添付有り」にチェックを付してください。	新認定制度関係	事務手続	
1-7-9	地方税法第72条の4のチェックを誤って行い、認定を受けた場合、修正をしていただくことは可能か？	誤ってチェックを行い認定を受けた場合には、事前変更届出により変更することになります。 その際、変更項目として様式上明記しておりませんので、その他として、「地方税法第72条の4の該当性」を追加し、変更前に「地方税法第72条の4に規定する法人」、変更後に「地方税法第72条の4に規定する法人でない」と記載し、変更理由に「誤記入による変更」と記載して手続をしてください。	新認定制度関係	事務手続	
1-8	どのような変更内容の場合に、どのような手続を行うか、また、添付書類は何か、網羅的に教えてください。	「なっとく！再生可能エネルギー」に掲載している、「変更内容ごとの変更手続の整理表」をご覧ください。 整理表については、以下のリンク先をご参照ください。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf	新認定制度関係	計画変更関係	2017/10/13修正
1-9	事業計画の変更(変更認定申請・変更届出)をする際、電力会社との接続契約等の変更は、あらかじめ行っておかなければいけませんか？	発電出力や、引越しに伴って所在地を変更する場合には、事業計画の変更の前に接続契約の変更を行ってください。変更認定申請に当たっては、変更後の接続契約書が必要になります。 その他の事業計画の変更については、その変更が接続契約の内容にも関連する場合は接続契約の変更をする必要があるため、電力会社にご相談ください。	新認定制度関係	計画変更関係	
1-9-1	変更認定申請の対象になっている項目と変更届出の対象になっている項目を同時に変更したい場合は、申請と届出を同時に行うことは可能ですか？	50kW未満太陽光発電設備においては、申請と届出を同時に行うことはできません。変更認定申請を先に行った場合には、変更認定がされた後に変更届出を行ってください。変更届出を先に行った場合には、届出が受理された後に変更認定申請を行うようにしてください。	新認定制度関係	計画変更関係	2017/10/13修正
1-9-2	変更内容ごとの変更手続の整理表(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf)に記載がない変更を行いたい場合は、どうしたらいいですか？	整理表にない事項については、変更があっても申請や届出は不要です。	新認定制度関係	計画変更関係	
1-10	廃止届出は、どのタイミングで届け出ればよいですか？	認定発電設備を廃止(撤去及び処分)する際に、予め届け出るようにしてください。	新認定制度関係	計画変更関係	
1-10-1	接続契約が締結できず改正により認定が失効したため、同じ場所で認定を取り直したいのですが、廃止届出を提出する必要はありますか？	期限までに接続契約が締結できず認定が自動的に失効している場合は、廃止届出を受理することができません。廃止届出の提出は不要ですので、同じ場所で認定を取り直したい場合は、新たに認定申請を行ってください。その際、元々保有していた設備IDと期限までに接続契約が締結できなかった旨を別紙(様式自由)として記載し、添付していただく審査がスムーズに行われます。	新認定制度関係	計画変更関係	
1-10-2	平成29年8月31日に公布・施行された改正省令における太陽電池の合計出力の変更は、複数太陽光発電設備設置事業(いわゆる屋根貸し事業)は対象外となりますか？	平成29年8月31日に公布・施行された改正省令については、10kW未満の太陽光発電設備は対象となっておりませんが、施行規則で定める屋根貸し事業(複数太陽光発電設備設置事業)は、出力の合計が10kW以上で1つの事業となり、10kW以上の価格区分が適用されることから、10kW以上として改正省令の対象となります。	新認定制度関係	計画変更関係	2017/10/13追加
1-10-3	新制度において、電力会社との接続の同意を証する書類の添付が必要とされている変更手続の内容があるが、特例太陽光発電設備(設備IDがFから始まる設備)でも当該書類の添付は必要ですか？	特例太陽光発電設備については、余剰電力買取制度で導入され、電力会社が余剰電力買取制度に基づき買取をしている全ての設備を対象として固定価格買取制度へ移行された設備であるため、改めて接続の同意を証する書類の提出は、「主要な事項の変更による再締結」がなされた場合以外は不要です。	新認定制度関係	計画変更関係	2017/10/13追加
1-11	事業計画策定ガイドラインにおいて「努めること」とされている事項を守らなかった場合はどうなりますか？	事業計画策定ガイドラインでは、認定基準として設けられている事項については「遵守事項」と位置付け、本文中では語尾を「～すること」としています。また、適切な事業実施のために推奨される事項については語尾を「努めること」として記載しています。推奨事項として記載されているものについては、それを実施せずに特に悪質な事業を行っていることが認められる場合には、指導・助言等の対象となる可能性があります。	新認定制度関係	事業計画策定ガイドライン	
1-12	柵塀にはどのような素材を用いればよいですか。また、第三者が入れないようにするためには、柵塀の高さや発電設備との距離はどうしたらよいですか？	柵塀の素材は、ロープ等の簡易なものではなく、フェンスや有刺鉄線等、第三者が容易に取り除くことができないものを使用してください。また、第三者が容易に乗り越えられたり、柵塀の外部から発電設備に容易に触られたりしない高さ・距離で設置してください。	新認定制度関係	柵塀の設置	
1-13	柵塀を設置することが困難な場合や第三者が発電設備に容易に近づくことができない場合にも、柵塀の設置は必要ですか？	柵塀の設置が困難な場合(屋根や屋上に発電設備を設置する場合等)、第三者が発電設備に容易に近づくことができない場合(塀に囲われた庭に発電設備を設置する場合、河川や崖に面した場所に設置する場合等)には、柵塀の設置は不要です。 また、ソーラーシェアリング等を実施し、柵塀の設置により営農上支障が生じると判断される場合にも、柵塀の設置は不要ですが、容易に第三者が近づき事故等が起こることを防ぐため、発電設備が設置されていることについて注意喚起を促す標識を別途掲示するようにしてください。	新認定制度関係	柵塀の設置	
1-14	既に運転開始している発電設備等にも柵塀の設置は必要ですか。その場合、いつまでに設置すればよいですか？	平成28年度までに認定を受けた太陽光発電設備についても、新制度の基準が適用され、柵塀等の設置が必要です。この場合には、経過措置として新制度の施行から1年以内(平成30年3月まで)に設置を行ってください。	新認定制度関係	柵塀の設置	
1-15	太陽光発電設備の場合で、太陽電池とパワーコンディショナーの設置場所が離れていますが、それぞれに柵塀の設置が必要ですか。また、それらを一括りで囲う必要はありますか？	柵塀の設置は、第三者がみだりに発電設備に近づいたり、触れたりすることによって危害が及ぶことを防ぐための措置です。大抵の場合、パワーコンディショナーのような収納箱等により囲われている設備については、柵塀を設置する必要はありません。	新認定制度関係	柵塀の設置	

1-16	旧制度で認定を受けた低圧の発電設備が複数隣接している場合、1つの発電設備ごとに柵塀の設置が必要ですか。	隣接している場合であっても、1つの発電設備ごとに柵塀等を設置していただく必要があります。	新認定制度関係	柵塀の設置	2017/10/13修正
1-17	柵塀の設置をしたことはどのように確認されますか。	認定後において、認定事業者の方々に提出していただく費用報告の中で、柵塀を設置したことについて、何らかの資料・データ等を報告していただくことを想定しており、詳細は今後検討します。	新認定制度関係	柵塀の設置	
1-18	柵塀の設置が必要な場合に設置をしないと、どうなりますか。	指導・助言や改善命令、認定取消しの対象となります。	新認定制度関係	柵塀の設置	
1-19	標識にはどのような内容を書けばいいのか。	次に掲げる全ての項目について、認定された事業計画どおりに記載してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①再生可能エネルギー発電設備の区分 「太陽光発電設備」と記載。 ②設備名称 ③設備ID ④設備所在地 ⑤発電出力 ⑥再生可能エネルギー発電事業者名(法人の場合は名称及び代表者氏名(※))、住所 ⑦保守点検責任者名(法人の場合は名称及び代表者氏名(※)) (※)法人の場合の代表者氏名については任意。 ⑧連絡先 設備の事故等緊急の事態が生じた場合に、緊急時対応について責任を有する者として、少なくとも、再生可能エネルギー発電事業者又は保守点検責任者いずれかの連絡先(電話番号)を記載すること。 ⑨運転開始年月日 運転開始前においては、「平成〇〇年〇月〇日(予定)」と記載すること。運転開始予定日に変更された場合には、その都度、標識中の当該項目について修正すること。運転開始後においては、実際に運転を開始した年月を「平成〇〇年〇月〇日」と記載すること。</p> </div> <p>事業計画策定ガイドラインで、標識のデザイン等も併せてお示しているのので、詳細についてはそちらをご確認ください。</p> <p>(太陽光) http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_sun.pdf (風力) http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_wind.pdf (水力) http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_water.pdf (地熱) http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_geothermal.pdf (バイオマス) http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_biomass.pdf</p>	新認定制度関係	標識の掲示	2017/10/13修正
1-20	標識にはどのような素材を用いればよいですか。また、どれくらいの大きさのものにすべきですか。	風雨により文字が劣化・風化したりしないような素材や加工を施したものを採用してください。大きさはタテ25cm以上、ヨコ35cm以上のものを使用してください。	新認定制度関係	標識の掲示	
1-21	20kW以上の屋根置き太陽光発電の場合も標識の掲示は必要ですか。	屋根や屋上に発電設備を設置する場合は、緊急時に連絡すべき相手(建物の所有者等)が明らかであると考えるため、不要です。	新認定制度関係	標識の掲示	
1-22	既に運転開始している発電設備等にも標識の掲示は必要ですか。その場合、いつまでに設置すればいいですか。	運転開始しているものも含めて、平成28年度までに認定を受けた設備についても、新制度の基準が適用され、標識の掲示が必要です。この場合には、経過措置として新制度の施行から1年以内(平成30年3月まで)に掲示を行ってください。	新認定制度関係	標識の掲示	
1-23	標識の掲示をしたことはどのように確認されますか。	認定後において、認定事業者の方々に提出していただく費用報告の中で、標識を掲示したことについて、何らかの資料・データ等を報告していただくことを想定しており、詳細は今後検討します。	新認定制度関係	標識の掲示	
1-23-2	標識には緊急連絡先を記載することになっていますが、保守点検責任者は緊急時連絡がつく体制(夜間や休日でも対応可能な体制)を整えてないと保守点検責任者になれないということですか。	できる限り速やかに保守点検責任者に連絡が取れるよう記載いただくもので、保守点検事業者の営業時間外までの連絡体制を求めるものではありません。	新認定制度関係	標識の掲示	
1-24	保守点検・維持管理とは、具体的に何をすればいいのですか。また、遠隔監視システムは必須ですか。	電気事業法で定める技術基準に適合するよう、同法に基づく規定に従って実施してください。また、民間団体が作成したガイドライン等(例えば太陽光発電協会が公表している「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」等)がある場合は、これを参考にすることを推奨します。 なお、遠隔監視システムは、認定基準上、必ずしも設置しなければならないものではありませんが、保守点検・維持管理のためには有効な手段であり、設置することが望ましいと考えられます。	新認定制度関係	保守点検・維持管理	
1-25	住宅用太陽光発電の場合も、保守点検及び維持管理計画を策定しなければならないのですか。また、主任技術者を含めた体制を組まなければならないのですか。	住宅用太陽光発電の場合も、保守点検及び維持管理計画を策定していただく必要があります。住宅用太陽光発電では、専門的な保守点検等は難しい場合も想定されるため、最低限、目視等で異常がないかを確認する等の措置を考えていただき、保守点検及び維持管理計画の内容を検討してください。 なお、主任技術者の選任は電気事業法に基づいているものであり、同法に規定がない限り、FIT法で追加的に主任技術者の選任を求めるものではありません。	新認定制度関係	保守点検・維持管理	
1-26	発電設備の廃棄は10年～20年以上先のことであり、廃棄費用も現在の算定費用とは変わってくると考えられますが、認定申請の段階で見積もらなければならないのはなぜですか。	廃棄費用は必ず事業にかかるコストとして考慮すべきものであるため、このことを踏まえて事業計画を立案していただくためです。なお、解体業者等に実際に見積もりを取ることが望ましいですが、難しい場合には、調達価格を算定する際に廃棄費用の基準としている、建設費の5%という考え方を採用して自ら算定しても問題ありません。	新認定制度関係	廃棄費用	

1-27	水力発電の場合、発電設備は調達期間を超え、使用できる期間は継続して使用していくものと考えられますが、その場合にも、認定申請の段階で廃棄費用の見積もりが必要ですか。	電源の種類問わず、廃棄費用がどのくらいかかるかを想定した上で事業計画を立案する必要があるため、認定申請時における廃棄費用の見積もりは必要であると考えますが、水力発電については、特に長期的な発電が可能なものであり、設備を更新しながら継続的な発電を計画している場合には、そのための費用を確保するものとして、計画を立案してください。	新認定制度関係	廃棄費用	
1-28	隣接する土地で偶然、保守点検責任者が同一であった場合には、分割の基準に抵触することになりますか。	この場合は分割と判断されます。なお、「保守点検責任者」とは、保守点検・維持管理を委託されて実施する事業者等ではなく、保守点検・維持管理の方針や実施について判断権限を有する者のことを指します。したがって、受託者が同一である場合には分割にはなりません、委託者が同じであれば分割と判断されます。	新認定制度関係	分割	
1-29	過去に認定を取得している場合、新しい分割の基準が適用され、認定が取り消されることはありますか。	旧制度で認定を取得している案件に対して、新制度の分割の基準を適用して、認定を取り消すことは想定していません。	新認定制度関係	分割	
1-30	分割案件等、認定基準に抵触する案件について、接続契約の申込を行った場合はどうなりますか？	当該案件は事業計画認定がおりないため、認定基準に抵触しない状態にした上で、一般送配電事業者への接続契約申込み、及び、事業計画認定申請を行っていただく必要があります。なお、一般送配電事業者への接続契約の申込内容が、認定基準に抵触する可能性があると判断されるもの（名義、連絡先、振込先口座等のいずれかが同一で同一申込者と思われる事業者から複数の申込みがある場合や、隣接している住所に複数の申込みがある場合等）は、分割等の認定基準が充足されることを確認するため、一般送配電事業者から接続の受付や検討に先立ち事業計画認定の申請を行うよう求められる場合があります。また、事業計画認定の審査により、認定基準に抵触すると判断された場合は、一般送配電事業者から当該接続契約の申込を取り下げいただくよう求められたり、申込に対する検討が保留される可能性があります。	新認定制度関係	分割	2017/10/13追加
1-31	「運転開始」とは何を指しますか。	原則として、特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の供給を開始することを指します。	新認定制度関係	運転開始期限	
1-32	どのような場合に運転開始期限が付与されますか。	太陽光発電設備で、 ①平成28年度までに認定を受け、かつ、平成28年8月1日以降に接続契約を締結している場合 ②平成29年度以降に新たに認定を受ける場合に運転開始期限が付与されます。 なお、10kW未満太陽光の場合は、運転開始期限は認定を受けた日（平成28年度までに認定を受けたものは原則、平成29年4月1日）から1年で、期限を超過した場合は認定が失効します。10kW以上太陽光の場合は、運転開始期限は認定を受けた日（平成28年度までに認定を受けたものは原則、平成29年4月1日）から3年で、期限を超過した場合は超過した期間分だけ調達期間が短縮されます。	新認定制度関係	運転開始期限	
1-33	運転開始期限は、いつを起算日として数えますか。	平成29年度以降に認定を取得する案件は、認定日が起算日となります。平成28年度以前に認定を取得した案件は、新認定制度における認定を受けたものとみなされた日（原則、平成29年4月1日）が起算日となり、10kW以上太陽光であれば平成32年3月31日まで、10kW未満太陽光であれば平成30年3月31日までに運転開始していただく必要があります。電源接続案件募集プロセスの参加者など、認定失効の猶予期間が与えられる経過措置の対象となっている場合、新認定制度における認定を受けたものとみなされる日は、平成29年4月1日以降に接続契約を締結した日となるため、この日が起算日となります。	新認定制度関係	運転開始期限	
1-34	10kW未満太陽光について、運転開始期限の1年を超過した場合、認定が失効した通知は届きますか。	通知は送付しませんが、申請サイトのマイページ上でステータスを確認することができます。	新認定制度関係	運転開始期限	
1-35	事業者の責めによらない事由によって運転開始期限を超過し調達期間が短縮される場合、国または電力会社は補償してくれますか。	事業者の責めによらない事由で運転開始が遅延した場合でも、国または電力会社が補償することはありません。ただし、運転開始期限の対象となる案件については、調達価格の変更を伴うことなく太陽光パネルが変更可能になりますので、運転開始が遅延し調達期間が短縮された場合であっても、運転開始に近い時期により安価で効率的な太陽光パネルを調達することにより、事業性の確保が可能であると考えられます。	新認定制度関係	運転開始期限	
1-36	新制度においては、費用の報告は、どのような項目について、どのような方法で提出することになりますか。	太陽光発電については、再生可能エネルギー電子申請HPから報告をお願いします。具体的には、以下の手順となります。 ①再生可能エネルギー電子申請HPで、設置者ID、又は登録者IDでログインしてください。 ②ログイン後、マイページで定期報告のタブをクリックしてください。 ③設備ID等の任意の項目を記入の上、定期報告を行う設備を検索してください。 ④対象設備を選択し、作成をクリックし、報告区分（設置・運転・増設）を選択してください。 ⑤情報を入力の上、内容確認ボタンを押して、提出してください。 太陽光発電以外（風力発電、地熱発電、水力発電、バイオマス発電）については、紙媒体で報告をお願いします。具体的には、以下の手順となります。 ①「なっとく再生可能エネルギー」より、最新の様式をダウンロードしてください。 ②様式に報告内容を記載いただき、発電設備の立地場所の都道府県を管轄する経済産業局へ送付してください。	新認定制度関係	その他	2017/10/13修正
2-1	ログインID・パスワードが分からない場合、みなし認定事業者の事業計画の提出はどうすればいいですか。代行事業者が倒産してしまっている場合は、どうすればよいですか。	当初の認定取得時に、ログインID・パスワードを発行しています。当時、手続を代行事業者に委託している場合は、代行事業者にご確認ください。代行事業者に確認が取れない場合又は代行事業者から事業計画を提出することが困難な場合は、 https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword でご案内している手続により、ログインIDを照会してください。なお、紙様式に記入して、提出していただくことも可能です。	みなし認定関係	事務手続	
2-1-1	旧制度での費用報告用のログインID・パスワードで手続をすることは可能ですか。	従来、費用報告用のログインID・パスワードでは手続できないことになっておりましたが、費用報告用のログインID・パスワードで手続いただけるようになりました。	みなし認定関係	事務手続	
2-1-2	設備IDが分からないが、どうしたらよいですか。	当初の認定取得時に、手続を代行事業者に委託している場合は、代行事業者にご確認ください。代行事業者に確認が取れない場合は、 https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword でご案内している手続により、電子申請システムのログインIDを照会の上、当該IDにてシステムにログインし、設備IDを確認することができます。	みなし認定関係	事務手続	

2-1-3	パソコンを使用できない又はインターネット環境がない場合、事業計画の提出に必要な書類はどのように入手すればいいですか。	FAX受信機能付き電話機をお持ちの場合は、FAXでの書類の取り出しサービスをご利用いただけます。 ①まず、03-6711-4026に電話してください。 ②アナウンスに沿って、10kW未満であれば「1」と「#」を、10kW未満以外であれば「2」と「#」を押してください。 ③FAXの受信ボタンを押してください。 ④申請書や記載例などの書類(6~7枚)が印刷されます。 ※全ての書類を取り出すのに一定程度、時間を要する場合がございます。ご了承ください。 ※③の受信ボタンの押し忘れにご注意ください。	みなし認定 関係	事務手続	
2-1-4	2-1-3の方法でも書類を取得できない場合はどうしたらいいですか。	返信用封筒を以下の住所までお送りください。 返信用封筒は角2(A4サイズ用紙が入る大きさ)に120円切手を貼って、返送先の住所を記載し、封筒の表面に鉛筆書きで電源の種類(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスのいずれか)と、太陽光の場合は発電出力(kW)を明記してお送りください。 〒273-0011 千葉県船橋市湊町2-6-33 NTT船橋湊ビル2階 「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター(様式送付希望)」宛て	みなし認定 関係	事務手続	
2-2	パソコンを使用できない又はインターネット環境がない場合、みなし認定事業者の事業計画の提出はどのように行えばいいですか。	紙様式に記入して、提出してください。提出先は、以下のとおりです。 〒273-0011 千葉県船橋市湊町2-6-33 NTT船橋湊ビル2階 「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター」宛て なお、到達確認のお問い合わせにはお答えしておりませんので、書留など提出者にて到達が確認できる方法でご提出ください。	みなし認定 関係	事務手続	
2-3	50kW以上の太陽光発電や風力発電など他の電源の場合、ログインIDとパスワードが元々発行されていませんが、みなし認定事業者の事業計画の提出はどのような方法で手続できますか。	紙様式で提出していただくか、新規登録でユーザIDを取得後、「設備ID紐付け依頼書」にそのユーザIDで事業計画を提出したい設備IDを記入の上、「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター紐付け依頼書受付担当」まで送付してください。	みなし認定 関係	事務手続	
2-3-2	設置者のメールアドレスがない場合はどうしたらいいですか。	家族のものでも構わないので、設置者が使えるアドレスを登録してください。どうしても無い場合は登録者のアドレスを登録してください。ただし、この場合、本来設置者の方に届くべき情報(変更手続があった場合には変更があった旨の連絡等)が登録者のみに連絡される可能性がありますので、ご注意ください。	みなし認定 関係	事務手続	
2-3-3	代行業者が移行手続をする場合、設備設置者からの委任状は必要ですか。	不要です。	みなし認定 関係	事務手続	
2-3-4	法人番号は、国税庁のもの(13桁)と法務局のもの(12桁)、どちらを記載すればいいですか。	国税庁から指定・通知される、13桁の法人番号を記載してください。	みなし認定 関係	事務手続	
2-3-5	電子申請で設置者名を入力する欄について、法人の場合、「提出内容」欄に入力する欄がないため、入力なしで申請してもよいか。また、個人の場合、旧認定設備情報に表示されている情報が間違っており、現時点の認定情報と異なった表示がされている場合どのようにしたらよいか。	設備設置者が法人の場合は、設置者名を入力していただく欄がないため、そのまま手続を進めてください。設置者名を変更したい場合は、事業計画を提出いただき、確認が終了した段階でその旨メールでお知らせしますので、その後変更認定申請を行ってください。また、設備設置者が個人の場合で「みなし認定設備」欄(左側のグレーの欄)に誤った情報が表示された場合は、現在認定上の正しい氏名を入力してください。	みなし認定 関係	事務手続	
2-3-6	地番未確定として認定を受けていたものに関して、移行手続で確定した地番を入れる場合、それを証明する書類の添付は必要ですか。	不要です。なお、登記前の地番で認定を取得し、「〇〇市〇〇1-1(住居表示未確定)」となっている場合は、そのまま「〇〇市〇〇1-1(住居表示未確定)」として提出してください。ただし、移行手続完了後に「事前変更届出」の手続を行っていただく必要があり、その際に証明書類を添付していただくこととなります。	みなし認定 関係	事務手続	2017/10/13修正
2-3-7	事業計画に旧認定と違うデータを入力してよいですか。	移行手続で提出していただく事業計画は、基本的に旧認定情報に無い情報を補足するもので既存情報は修正できません。ただし、設置者の電話番号・メールアドレスと設備所在地については例外となっており、電話番号とメールアドレスは、修正又は新規に登録することができます。設備所在地は、「地番未確定」や「他〇筆」となっていた部分を1つ1つ具体的に入力することはできませんが、まったく異なる住所を入力することはできません。	みなし認定 関係	事務手続	
2-3-8	買取価格の記載について、10kW未満太陽光の場合は調達価格がそもそも税込みですが、税抜き価格を記載しなければいけないのですか。また、税抜きで記載する場合は、税率何%で計算すればよいですか。	税率は一律8%とし、税抜き価格で記入してください。なお、小数点の処理については、小数第2位まで記入し、第3位以下は切捨てで計算してください。	みなし認定 関係	事務手続	
2-4	売電先が2者以上となっている場合(いわゆる部分買取を行っている場合)に、システムでは買取契約締結先・買取単価ともに1者のみしか記入できないのですが、どうしたらいいですか。	代表的な売電先とその売電単価を1者、システム上で登録していただき、システムで記載できなかった分については、売電先と売電単価の一覧を別に作成し、PDFで添付してください。	みなし認定 関係	事務手続	
2-5	事業譲渡等によりFITにおける認定事業者と「接続の同意を証する書類」の名義が異なっている場合は、問題はありますか。	認定事業者の名義が古い場合は、事業計画の提出に当たっては、権利譲渡の契約書など、新旧事業者間の権利譲渡が確認できるものを添付してください。事業計画が承認された後で、事業者名を変更するための変更認定申請を行ってください。「接続の同意を証する書類」の名義が古い場合は、この名義を変更してから、事業計画を提出してください。	みなし認定 関係	事務手続	
2-5-2	過去、接続契約を締結する際に複数設備をまとめて契約締結をしたため、複数設備で1つの接続契約書しかないのですが、それを添付して問題ないですか。	問題ありません。ただし、事業計画は設備1つずつに対して提出していただく必要があるため、接続契約書の添付が必要な場合は、同一の書類を複数の設備の事業計画書に添付するようにしてください。	みなし認定 関係	事務手続	
2-5-3	紙で事業計画を提出する場合は、印鑑証明書が必要ですが、設置事業者が死亡し、印鑑証明書が出せない場合にはどうしたらよいですか。	事業を相続し、相続管理している家族の印鑑証明書(発行日から3カ月以内の原本に限る。)を提出してください。併せて、元の設置事業者と相続人の関係を示す書面(例えば戸籍謄本等)を提出してください。	みなし認定 関係	事務手続	
2-5-4	事業計画を間違えたまま提出してしまったのですが、どうしたらいいですか。	電子申請の場合は、コールセンター(0570-057-333)に、①設備ID、②申請ID、③設置者氏名、④登録者氏名を伝え、間違えた旨とその内容をお伝えください。紙申請の場合は、事業計画書の差し替え等は受け付けておりませんので、移行手続完了後に変更手続を行ってください。	みなし認定 関係	事務手続	

2-5-5	移行完了までどれくらいの期間がかかるのか。	電子申請で提出された場合は、移行手続は1~2カ月程度を見込んでいますが、現在、確認作業が遅れており、紙申請での提出については、現在3ヶ月以上かかっている状況です。	みなし認定関係	事務手続	2017/10/13修正
2-5-6	接続契約の同意が得られないため、自発的に廃止届出を行うことができますか。	可能です。ただし、WEBを通じての届出が現時点では行えないため、50kW未満の太陽光発電設備も含め、紙媒体での届出を設備所在地を管轄する経済産業局に提出してください。	みなし認定関係	事務手続	2017/10/13追加
2-6	土地と設備の確保について270日の条件付で旧認定を受けている場合、経過措置期間中に270日が経過した場合はどのようにになりますか。	引き続き旧認定の効力がある状態なので、認定に付されている270日の条件も効力があります。失効期限までに必要書類の提出がないまま、270日が経過すると、旧認定が失効するため、認定失効の経過措置の適用を受けることもできません。ただし、270日又は期限を延長した期日までに接続契約を締結し、新制度に移行した場合はその時点で失効条件の効力は無くなり、必要書類の提出は不要になります。	みなし認定関係	経過措置	
2-7	平成28年度中に参加していた電源接続案件募集プロセスが終了した場合、認定失効の猶与措置の対象となりますか。	平成28年10月1日から平成29年3月31日までに終了した電源接続案件募集プロセスに参加していた場合、同プロセスによる落札者として決定されていれば、当該プロセスの結果公表後、半年間は認定失効が猶与され、その間に接続契約を締結できれば、新制度による認定を受けたものとみなされます。	みなし認定関係	経過措置	
2-8	認定が失効した場合、通知は届きますか。	認定が失効した場合、通知はいたしません。	みなし認定関係	認定失効	
2-9	認定失効した場合、既に締結した接続契約も同時に解除されますか。	認定失効に伴い接続契約が解除になるとの条項が接続契約中に規定してある場合もありますが、そうでない場合は、電力会社において認定が失効した個別の事業者に意思確認をした上で、接続契約が解除されることとなります。したがって、認定失効によりただちに全ての接続契約が解除されるわけではありません。	みなし認定関係	認定失効	
2-10	改正法の施行により、認定が失効した分だけ接続枠は空きますか。	事業計画と「接続の同意を証する書類」の提出をもって新認定への移行が判断されるため、そのために一定程度期間を要すること、また、認定失効に伴い接続契約が解除になるとの条項が接続契約中に規定してある場合もありますが、そうでない場合は、電力会社において認定が失効した個別の事業者に意思確認をした上で接続枠の解除を行うため、改正法の施行後ただちに接続枠が空くわけではありませんが、順次このような処理が済んだものから接続枠が空くこととなると考えています。	みなし認定関係	認定失効	
2-11	出力増加の変更認定を受けた後、接続契約についても同様に変更が必要ですが、改正法の施行までに接続契約の変更が間に合わない場合には認定は失効になりますか。	平成29年3月31日までに認定(変更認定を含む。)を受けており、かつ接続契約が締結されているkW分のみが新制度での認定を受けたものとみなされます。したがって、この場合のように変更認定後、出力増加のための接続契約の変更が平成29年3月31日までに間に合わない場合には、接続契約を変更した後に再度、変更認定申請をする必要があります。	みなし認定関係	認定失効	
3-1	事業計画の変更認定を受ける場合、どのような変更により調達価格が見直されることになりますか。	以下に掲げる場合に、調達価格が見直されます。 ① 太陽光発電設備(新FIT法に基づいて新規認定を受けたもの、及び旧FIT法に基づいて認定を受けたものであって接続契約が平成28年8月1日以降のものに限る。)については、出力の増加についての変更認定があった場合 ② 太陽光発電設備(旧FIT法に基づいて認定を受けたものであって接続契約が平成28年7月31日以前のものに限る。)については、太陽光パネル変更、運転開始前の出力の増加及び大幅な出力の減少、運転開始後の出力の増加についての変更認定があった場合 ③ 太陽光発電設備以外の発電設備については、運転開始前に大幅な出力変更(10kW以上かつ20%以上の変更)及び以下の価格区分等の変更認定があった場合 i. 陸上風力発電設備について、リブレース区分と新設区分を変更するような変更認定 ii. 地熱発電設備について、リブレース区分と新設区分を変更するような変更認定 iii. 未利用木質バイオマス発電設備について、2,000kW以上・未満の区分を変更するような変更認定(大幅な出力変更を伴わない場合に限る。) ④ 主要な事項の変更による接続契約の再締結がなされた場合 ⑤ 10kW以上の太陽光発電設備については、運転開始前における太陽電池の合計出力の変更(3kW以上又は3%以上の増加若しくは20%以上の減少の変更に限る。) 次のような変更により、調達価格が見直されることはありません。 ○事業主体を変更する場合 ○小売買取から送配電買取に変更する場合 等	調達価格関係	調達価格等	2017/10/13修正
3-2	経過措置期間中の2MW以上の太陽光発電で、接続契約が平成29年4月1日以降になる場合、調達価格はどのように決定しますか。	経過措置期間においては、従来の価格決定ルールに従って価格が決まります。したがって、太陽光発電の場合、接続契約時接続申込みから270日のいずれか早い方の日の価格が適用されます。2MW以上の太陽光発電の場合、10kW以上2MW未満の価格を適用することとされているため、価格が決定する日が平成29年度内であれば21円になります。	調達価格関係	調達価格等	
3-3	風力発電・水力発電・地熱発電におけるリブレースの場合、廃止の2年前から認定を取得できますが、調達価格はこの時点のものが適用されるのですか。	そのとおりです。リブレースの場合においても、認定時に調達価格が決定します。	調達価格関係	調達価格等	
3-4	平成28年度までに認定を取得した2MW未満の太陽光発電設備を平成29年4月1日以降に出力を増加し、2MW以上とする場合、調達価格は何が適用されますか。	認定済みの太陽光発電設備を平成29年4月1日以降に出力増加して2MW以上としたい場合は、変更認定申請に先立って、入札に参加し、落札することが必要となります。調達価格は入札において決定したものが適用されます。 なお、2MW未満の太陽光発電を行っている者が別IDで認定を取得し、合計で2MW以上となるような場合は、入札逃れと判断され、そのような認定申請は認められません。	調達価格関係	調達価格等	
3-5	RPS認定設備からFIT認定へ移行する場合、調達価格と調達期間はどのようになりますか。	RPS認定設備も、FIT認定を取得した時点の調達価格が適用されます。調達期間は、FITの適用を受けずに運転開始している発電設備が認定を受けた場合、調達期間は経済産業大臣が定めた期間からFITの適用を受けずに運転していた期間を除いた期間が適用されます。 なお、2MW以上太陽光のRPS認定設備の場合は、認定申請に先立って、入札に参加し、落札することが必要となります。調達価格は入札において決定したものが適用されます。	調達価格関係	調達価格等	
3-6	入札制度の詳細について教えてください。	入札制度の詳細については、指定入札機関(低炭素投資促進機構)のHP(https://nyusatsu.teitanso.or.jp/)をご覧ください。	調達価格関係	入札制度	2017/10/13修正

4-1	送配電買取の対象となるのは、どのような案件ですか。	FIT法改正法が施行される平成29年4月1日以降に送配電事業者と特定契約(買取契約)を締結する案件が対象となります。逆に、FIT法改正法の施行日より前の平成29年3月31日以前に特定契約を締結する案件は、すべて小売買取の対象となり、特定契約期間の満了まで小売買取を継続することが可能です。	送配電買取関係	買取義務者及び特定契約	
4-2	小売買取を行いたい場合、どのような条件が必要ですか。平成29年3月31日までに特定契約を締結するだけでなく、接続契約も締結することが必要ですか。	旧法に基づく認定を取得の上、平成29年3月31日までに特定契約を締結してあることが必要です。小売買取の条件として、平成28年度中に接続契約が締結されていることは求められませんが、接続契約が締結されない場合、いずれかのタイミングで認定が失効し、併せて特定契約も効力を失うこととなるため、御注意ください。	送配電買取関係	買取義務者及び特定契約	2017/10/13修正
4-3	平成29年3月31日までであれば小売電気事業者との特定契約が可能とのことですが、契約のエビデンス提出は必要ですか。	原則として必要ありませんが、問題が生じた場合等に、特定契約に係る書類を国に提出していただく可能性があります。	送配電買取関係	買取義務者及び特定契約	
4-4	特定契約の変更はどのような場合に認められますか。	FIT法に反しない範囲で特定契約の変更は可能ですが、FIT法に規定されている特定契約の基本となる4要件(①当事者(再生可能エネルギー発電事業者、買取義務者たる電気事業者)、②認定対象である再生可能エネルギー発電設備、③調達期間、④調達価格(プレミアム分も含む))のいずれかに変更が生じる場合には、実質的に新規の特定契約とみなされます。この場合、買取義務者や回避可能費用の激変緩和措置の適用関係にも影響が出るので御注意ください。具体的には、既存の小売買取の場合において、小売電気事業者に帰責性があり、特定契約の基本4要件いずれかの変更が行われる場合には、送配電買取の対象となるとともに、回避可能費用の激変緩和措置の適用を受けていた場合には、同措置の適用対象外となります。	送配電買取関係	買取義務者及び特定契約	
4-5	買取期間の変更が買取義務者の変更事由になるとのことですが、平成28年度中に特定契約を締結しても、平成29年度以降に竣工する場合は運転開始予定日が変わります。このような場合にも小売買取が継続できなくなってしまうのですか。	買取期間は、特定契約に基づく買取が行われる期間を指しますので、運転開始予定日が変わったとしても、全体の買取期間が変わらなければ(ただし、運開期限超過により調達期間が短縮される場合を除く)、平成28年度中に締結した特定契約に基づき、当該特定契約に基づく小売買取を買取期間終了まで継続可能です。	送配電買取関係	買取義務者及び特定契約	
4-6	既存の小売買取が送配電買取に移行する具体的なケースを教えてください。	例えば、小売が倒産し、特定契約を維持することができなくなった場合には、既存の特定契約を解除し、新規に特定契約を結ぶ必要があります。このような場合は、新規の特定契約の相手方は、送配電事業者に限られます。	送配電買取関係	買取義務者及び特定契約	
4-7	小売と既に特定契約を結んでいる運転開始済み案件がありますが、これを送配電買取に変えた上で、電源・供給先固定型相対供給とすることは可能ですか。また、その場合に回避可能費用の激変緩和措置の適用を受けることは可能ですか。	送配電買取とした上で、電源・供給先固定型相対供給を受けることは可能ですが、回避可能費用の激変緩和措置は小売買取の場合にのみ認められますので、同措置の適用を受けることはできません。	送配電買取関係	買取義務者及び特定契約	
4-8	試運転で発電する電気も送配電事業者に買い取ってもらえますか。	試運転期間中はFIT法に基づく買取義務の対象外となるため、送配電事業者に買い取ってもらうことはできません。	送配電買取関係	買取義務者及び特定契約	
4-9	譲渡等により特定契約者が変更になった場合の買取義務者は、小売電気事業者、送配電事業者のどちらになりますか。	改正FIT法が施行される平成29年4月1日以降、原則として、特定契約の主体が変更となる場合の買取義務者は送配電事業者となります。ただし、既存の小売買取契約について、小売電気事業者の帰責性なく、発電設備の譲渡等により再生可能エネルギー発電事業者が変更となる場合には、引き続き小売買取を継続可能です。	送配電買取関係	買取義務者及び特定契約	
4-10	発電者情報(発電事業者名、電話番号、受電地点住所等)が変更となった場合の買取義務者は、小売電気事業者、送配電事業者のどちらになりますか。	単なる社名の変更等の場合には、小売買取の継続は可能ですが、当事者の変更と判断される場合には特定契約の再締結が必要となるため、送配電買取となります。	送配電買取関係	買取義務者及び特定契約	
4-11	小売買取されている発電設備について増設を行った場合であって、施行日以降に特定契約を(再)締結する場合、買取義務者は、小売電気事業者、送配電事業者のどちらになりますか。	小売電気事業者に帰責性なく再生可能エネルギー発電事業者側の事情で設備が増設された場合には、条件を満たせば、全体を小売買取、小売買取と送配電買取の併用、全体を送配電買取、いずれも可能です。具体的には、まず、①全体を変更認定の対象とした上で小売買取を継続することが可能です。ただし、この場合、設備全体について変更認定の対象となる結果、調達価格が変わる可能性がありますので御注意ください。また、②増設分を新規認定の対象とした上で、既存分を小売買取、増設分を送配電買取の対象とすることも可能です。③全体を変更認定の対象とした上で送配電買取とすることも、増設分を新規認定の対象とした上で全体を送配電買取の対象とすることも可能です。	送配電買取関係	買取義務者及び特定契約	
4-11-1	平成29年4月以降に増設部分だけを既存認定設備とは別に新たな設備として認定を取得する場合、既存認定設備と増設部分の買取主体が異なることとなりますが、発電事業者において発電メーターの設置、保守管理及び検針が適切に行われていないことが発覚した場合はどうなりますか。	発電メーターの設置、保守管理及び検針が適切に行われていないことにより、各設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定できない場合は、一般送配電事業者の託送供給等約款における電力量の協定に係る規定に基づき算定した供給量の比率で電力会社が設置・管理する売電メーターの計量値を按分することにより、それぞれの設備からの供給量を算定します。なお、発電事業者が、発電メーターの設置、保守管理及び検針が適切に行われていない原因となる事象を速やかには正しない場合、電力会社から特定契約を解除されることがあります。	送配電買取関係	買取義務者及び特定契約	2017/10/13追加
4-12	自治体等が保有する設備(運開済み・未運開問わず)で、FIT認定の経過措置対象となるものについて、毎年入札により売電先を決めている場合において、平成29年4月1日以降も入札により売電先を決めることは可能ですか。また、平成28年度の売電先である小売電気事業者が平成29年度分に落札した場合には、売電先が変わらないため、小売買取を継続することが可能ですか。	FITを活用する場合、平成29年4月1日以降に売電先を変える場合は、変更先は原則として発電所が立地する地点を供給区域とする一般送配電事業者(または同地点を供給地点とする特定送配電事業者)に限られます。したがって、このような場合において、入札により特定契約の相手方を決めることはできません。また、平成28年度の売電先である小売電気事業者が平成29年度分について落札した場合であっても、特定契約が新規に締結されることとなるため、小売買取を継続することはできず、送配電買取の対象となります。	送配電買取関係	買取義務者及び特定契約	
4-13	小売買取を行っている場合において、既存の小売電気事業者から別的小売電気事業者への名義変更(地位譲渡・事業譲渡)は可能ですか。	特定の特定契約のみの譲渡を認めることは、送配電買取の脱法行為となるため認められませんが、小売電気事業そのものを譲渡する場合には、小売買取を継続することは可能です。	送配電買取関係	買取義務者及び特定契約	
4-14	小売電気事業者との特定契約を平成29年4月1日(改正法施行日)に成立とすることは可能ですか。	平成29年4月1日の午前0時以降に特定契約が成立するものは、全て送配電事業者が買取義務を負うこととなりますので、認められません。	送配電買取関係	買取義務者及び特定契約	

4-15	売電契約の再締結(たとえば、太陽光発電設備を搭載している空き家に引越した需要家が新規特定契約により逆潮流を開始)があった場合、売電契約の再締結後のFIT電気について、買取義務者は、小売電気事業者、送配電事業者のどちらになりますか。	送配電買取の対象となります。小売電気事業者に帰責性はありませんが、完全に新規の特定契約締結となるため、小売買取を継続することはできません。	送配電買取関係	買取義務者及び特定契約	
4-16	1つのFIT電源から発電される電気を、一般送配電事業者と特定送配電事業者の双方が買い取る、いわゆる部分買取は認められますか。	改正FIT法第16条に基づき買取義務が双方に認められる場合には、いわゆる部分買取も認められます。	送配電買取関係	買取義務者及び特定契約	2017/10/13修正
4-17	一の認定発電設備を小売電気事業者と送配電事業者が買取する場合において、FITインバランス特例制度の適用はどうなりますか。	小売・送配電ともに発電計画が構造的に齟齬を来さないよう、FITインバランス特例の組み合わせを整合的に選ぶ必要があります。例えば、小売買取において小売電気事業者がFITインバランス特例①を選択している場合、送配電買取分については、送配電事業者は特例制度③を選択する必要があります。送配電買取において電源・供給先固定型の再生可能エネルギー電気卸供給が用いられる場合、小売買取を行っている小売電気事業者AがFITインバランス特例制度①または②を選択しているときは、再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売電気事業者BもAと同一の特例制度を選択する必要があります。なお、低圧で受電する場合は、一の認定発電設備について、複数の電気事業者による買取は義務付けられません。	送配電買取関係	FITインバランス特例	2017/10/13修正
4-18	送配電買取要綱はいつ頃公表される予定ですか。現在の各社の買取要綱と内容は変わりますか。	送配電買取要綱の公表時期は一般送配電事業者によって異なるため、各一般送配電事業者にお問い合わせください。送配電買取要綱は、モデル契約や買取要綱をベースに新しく作られているため、現在の各社の買取要綱と内容は変わっていると認識しています。	送配電買取関係	送配電買取要綱	
4-19	一般送配電事業者による送配電買取の特定契約の手続きは、いつから受付を開始しますか。	送配電買取要綱に基づき、平成29年3月から受付開始しています。詳細は、特定契約申込先の一般送配電事業者にお問い合わせください。	送配電買取関係	送配電買取要綱	2017/10/13修正
4-20	送配電買取になっても一般送配電事業者の送配電買取要綱によらず、モデル契約書で契約締結することは可能でしょうか。	特定契約の内容は公平・平等であることが求められるため、送配電買取要綱に基づかない契約は原則として認められません。国としても、送配電買取要綱の内容や買取の適切性について確認してまいります。モデル契約書は小売買取を前提としたものであるため、改正FIT法の施行日である平成29年4月1日以降、新規の特定契約については廃止することとしています。なお、改正法の施行前にモデル契約書に基づき締結された特定契約に関しては、改正法の施行後も引き続き有効です。	送配電買取関係	送配電買取要綱	
4-21	バイオマス混焼について、改正FIT法の施行日である平成29年4月1日以降に特定契約を締結する場合、FIT電気と非FIT電気について、それぞれ買取義務者は、小売電気事業者、送配電事業者のどちらになりますか。	FIT電気については、FIT法に基づいて送配電事業者が買取義務を負うため、送配電買取となります。他方、非FIT電気については、FIT法の規制対象外であるため、別途売先を探していただく必要があります。売先は小売電気事業者でも他の発電事業者でも構いません。	送配電買取関係	バイオマス混焼	
4-22	バイオマス混焼について、非バイオマスの部分が通常の買取契約で、バイオマスの部分が特定契約ということになると思いますが、非バイオマス部分の契約内容が変わっても、特定契約が変わらなければ、小売買取を継続できますか。	特定契約と通常の買取契約とで売り先が異なる場合、別個の契約が締結されていると考えられます。この場合、非バイオマス部分の契約の変更が特定契約に影響を与えない限りにおいては、既存の特定契約がそのまま維持されるため、小売買取を行っている場合にもそのまま継続可能です。特定契約も通常の買取契約も売り先が同一である場合、契約は一体的に結ばれていることが多いと認識していますが、この場合も、非バイオマス部分の買取契約の変更により、特定契約の基本4要件に変更が及ばない場合(若しくは及んだ場合でも小売電気事業者に帰責性がないと判断される場合)は、小売買取を継続可能です。	送配電買取関係	バイオマス混焼	2017/10/13修正
4-23	送配電買取における計画値同時同量制度上、バイオマス混焼におけるバイオマス比率の算定はどのように行うのですか。	FITインバランス特例③を用いる場合、計画値については、バイオマス比率の想定値(月単位)を事前にFIT発電事業者から一般送配電事業者に提出していただきます。その上で、実績については、毎月のバイオマス比率実績をそのまま用います。FITインバランス特例①又は②を用いる場合、計画値については、FIT電源BGを組成する小売電気事業者が毎月はじめにバイオマス比率の想定値(月単位)を事前に一般送配電事業者に提出していただきます。その上で、実績については、毎月のバイオマス比率実績をそのまま用います。	送配電買取関係	バイオマス混焼	
4-24	バイオマス混焼の非FIT電源部分について、売先が見つからない場合の扱いを教えてください。	FIT法の対象外であるため、買取義務者である送配電事業者に御相談ください。	送配電買取関係	バイオマス混焼	
4-25	送配電事業者が特定契約に基づき調達したFIT電気は、原則として卸電力取引市場(スポット市場)を経由して小売電気事業者に引き渡されることですが、小売電気事業者はJEPXの会員であれば、好きなだけFIT電気を調達できるということですか。	スポット市場では様々な電気が取引され、約定した電気の電源を特定することができないため、スポット市場を経由して調達した電気をFIT電気と言うことはできません。別途、非化石価値取引市場の制度設計が現在行われておりますので、そちらも御参照ください。	送配電買取関係	送配電事業者から小売電気事業者へのFIT電気の引渡し	
4-26	送配電事業者から小売電気事業者へのFIT電気の引渡しには3つの方法があるとのことですが、いずれの場合においても、FIT電気の引渡しを受けた小売電気事業者から別の小売電気事業者への転売は可能ですか。	卸電力取引市場経由で引渡しを受けた場合には、小売電気事業者が調達した電気はFIT電気ではないため、FIT電気としての転売はできません。再生可能エネルギー電気卸供給を受けた場合は、FIT電気として別の小売電気事業者にも転売可能です。	送配電買取関係	送配電事業者から小売電気事業者へのFIT電気の引渡し	
4-27	再生可能エネルギー電気卸供給の単価はどうなりますか。プレミアムを付けることも可能ですか。	通常の市場供出の場合と整合性を保つため、スポット市場価格(エリアプライス)となり、プレミアムを付けることはできません。電源・供給先固定型、電源・供給先非固定型ともに同じです。	送配電買取関係	再生可能エネルギー電気卸供給	
4-28	電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給において、小売電気事業者と再生可能エネルギー発電事業者が締結する契約とは、具体的にどのような契約ですか。	契約は自由に結んでいただいても構いません。小売電気事業者が再生可能エネルギー発電事業者に対しプレミアムを付けることも可能です。小売電気事業者と再生可能エネルギー発電事業者との間に卸供給に関する契約が成立していることを証明する文書について、全一般送配電事業者が共通で準備していますので、その文書に再生可能エネルギー発電事業者が記入の上、電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給を申し込む一般送配電事業者に対して提出する必要があります。	送配電買取関係	再生可能エネルギー電気卸供給	

4-29	再生可能エネルギー発電事業者と小売電気事業者が同一会社である場合も電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給を受けることは可能ですか。	再生可能エネルギー発電事業者と小売電気事業者が同一会社である場合に電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給を受けることを認めると、実質的な自己取引を許容することとなるため、認められません。別法人にする必要があります。	送配電買取関係	再生可能エネルギー電気卸供給	
4-30	電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給において、再生可能エネルギー発電事業者と小売電気事業者との間で締結される個別の契約締結については特定のひな型などがありますか。	小売電気事業者が特定する再生可能エネルギー発電事業者が再生可能エネルギー電気卸供給を承諾することを証明する全国共通のフォーマットが準備されています。詳細は、各一般送配電事業者にお問い合わせください。	送配電買取関係	再生可能エネルギー電気卸供給	
4-31	電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給において、再生可能エネルギー発電事業者と小売電気事業者との間の契約には地産地消等の目的が必要ですか。また、交付金は誰に交付されますか。	地産地消等の目的は必要ありません。交付金は買取義務者である送配電事業者に交付されます。	送配電買取関係	再生可能エネルギー電気卸供給	
4-32	電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給において、再生可能エネルギー発電事業者と小売電気事業者との間の契約は何を取引することとなるのですか。	FIT電気の買取義務者である送配電事業者を経由して、再生可能エネルギー発電事業者が発電したFIT電気の全量を取引することとなります。	送配電買取関係	再生可能エネルギー電気卸供給	
4-33	電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給において、複数の小売電気事業者が1つのFIT電源から再生可能エネルギー電気卸供給を受けることは可能ですか。	契約関係が複雑化するため、認められません。ただし、再生可能エネルギー電気卸供給を受けた小売電気事業者が他の小売電気事業者にFIT電気を転売することは認められますので、実態的に、複数の小売電気事業者間で特定のFIT電源が発電した電気を共用することは可能です。	送配電買取関係	再生可能エネルギー電気卸供給	
4-34	電源・供給先固定型再生可能エネルギー電気卸供給において、エリアまたぎの場合は連系線を押さえる必要があるとのことですが、間接オークション方式になった後はどうなりますか。差金決済契約を結んでおけば足りるのですか。	2018年度から連系線利用ルールが見直され、間接オークション方式が導入されますが、同方式の詳細が決定次第、電源・供給先固定型の相対供給の運用についても見直しを行うこととします。	送配電買取関係	再生可能エネルギー電気卸供給	
4-35	改正FIT法が施行される平成29年4月1日以降、回避可能費用の激変緩和措置はどうなるのですか。	要件を満たす限り、平成32年度末まで適用を受け続けることが可能です。	送配電買取関係	回避可能費用の激変緩和措置	
4-36	特定送配電事業者について、再生可能エネルギー電気卸供給約款はいつまでに準備する必要がありますか。	特定送配電事業者が実際に送配電買取を開始するまでに準備する必要があります。改正法施行日時点で送配電買取りの予定がない場合、改正法施行日までに準備をする必要はありません。	送配電買取関係	特定送配電事業者による買取り	
4-37	FITインバランス特例③を特定送配電事業者として用いる場合、どのような手続が必要となりますか。	FITインバランス特例③を特定送配電買取りで利用する場合には、特定送配電事業者は一般送配電事業者と発電量調整供給契約を結ぶ必要があります。	送配電買取関係	特定送配電事業者による買取り	
5-1	太陽光・風力発電の出力制御について、今後新規認定を受けた場合、対象外となる場合がありますか。	太陽光・風力発電設備については、出力の大きさに関係なく、原則すべての設備が出力制御の対象になりますが、指定電気事業者に指定されていない電力会社（一般送配電事業者）の需給調整に係る区域において接続をしようとする50kW未満の太陽光発電設備、20kW未満の風力発電設備については、当分の間、出力制御の対象外とします。ただし、これらの区域において30日等出力制御枠（接続可能量）を超過することが見込まれた結果、接続しようとする事業者が指定電気事業者指定された場合は、この限りではありません。	出力制御		
5-2	太陽光・風力発電の出力制御について、毎年360時間/720時間も制御されることとなりますか。	自然変動電源の出力制御は、各一般送配電事業者の供給区域において年間のうち電力需要が小さい時期・時間帯において、火力発電の抑制、揚水発電の揚水運転等の措置を講じて、電力の供給量が需要を超過することが見込まれる場合に行われます。また、需要の状況や天候により出力制御の必要性は変わるため、必ず毎年上限値（360時間/720時間）まで出力制御が行われるというわけではありません。	出力制御		
5-3	指定電気事業者の場合、出力制御の時間数はどのくらいになりますか。	指定電気事業者が出力制御見込を事前に示すことを省令上、義務づけています。加えて、年に1回程度改訂することにより再生可能エネルギー発電事業者の予見可能性確保に努めることを求めます。	出力制御		
5-4	地域資源バイオマス発電の出力制御について、施行規則第14条第1項第8号ニにおける「地域に存するバイオマス」とは具体的にどのようなものを指しますか。	本施行規則における「地域に存するバイオマス」とは、家庭ごみ、下水汚泥、食品残さ、家畜排せつ物、未利用間伐材、地域の木材の加工時等に発生する端材、おがくず、樹皮等の残材、稲わらやもみ殻等の地域に固有のバイオマスのことを指します。なお、地域資源バイオマス発電設備は、地域に存するバイオマスを活用することが求められていますが、地域の範囲に限定はありません。すなわち、市町村等をまたがった広範囲での調達も対象になります。	出力制御		
5-5	施行規則第14条第1項第8号ニにおいて、第3条第23号から第29号までに掲げる設備（地域に存するバイオマスの有効活用）に資するものに限る。）が地域資源バイオマス発電設備に該当すると規定されているが、（地域に存するバイオマスの有効活用）に資するものに限る。）とは具体的に何を指しますか。	第23号に規定されているメタン発酵ガス発電設備及び第29号に規定されている一般廃棄物発電設備については、一般的に、地域から収集された家畜排せつ物から生じるメタン発酵ガスあるいは家庭ごみなどを燃料とする発電設備であり、外形的に地域資源バイオマス発電設備として分類できます。ただし、第24号～第28号、第29号（一般廃棄物発電設備を除く）に掲げる発電設備については、バイオマスの種類が多様であり、「地域に存するバイオマスを主に活用するもの」かどうかを再生可能エネルギー発電事業者が電力会社（一般送配電事業者）との接続契約時に、自ら証明する必要があります。具体的には、以下のi)～iv)の要件を満たすバイオマス発電設備を地域資源バイオマス発電設備として分類します。 i) 地域に存するバイオマスを主に活用するもの（当該発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを交換して得られる電気の量の割合（「地域に存するバイオマス」のバイオマス比率）について年間を通じて原則8割以上確保するもの）であること（起動・停止時のみに使用する燃料は、バイオマス比率の算出において不算入とします（専焼バイオマスについても同様）。） ii) 地域の関係者の合意を得ていること iii) 発電に供する原料の安定供給体制を構築していること iv) i)～iii)の要件が満たされていることを事後に確認できる体制が確立されていること なお、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づき、立地市町村により設備整備計画の認定を受けたバイオマス発電設備については、当該設備整備計画認定をもって地域資源バイオマス発電設備の要件を満たすものとします。	出力制御		
5-6	第23号に規定されているメタン発酵ガス発電設備、第29号に規定されている一般廃棄物発電設備、バイオマス専焼発電設備及びバイオマス混焼設備は、どのように確認しますか。	FITによる認定通知書（変更認定を含む）にバイオマス燃料の種類が記載されていますので、認定通知書の情報をもって確認できます。	出力制御		

5-7	「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく設備整備計画認定の対象にならないバイオマスで、接続契約時に電力会社が地域資源バイオマス発電設備かどうかを判断しかねる場合はどうすればいいですか。	「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく設備整備計画認定の対象になる場合については、再生可能エネルギー事業者が電力会社（一般送配電事業者）との接続契約時に、設備整備計画の認定を受けたことを証明する書類を提出することで、電力会社が地域資源バイオマス発電設備かどうかを判断することができます。他方、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく設備整備計画認定の対象にならない場合については、再生可能エネルギー発電事業者が5-5の回答に記載している i) ~ iv) の要件を満たすことを証明することが求められますが、電力会社が再生可能エネルギー発電事業者の証明に基づき、地域資源バイオマス発電設備に該当するかどうか判断しかねる場合には、資源エネルギー庁に対して判断に必要な情報を求めた上で判断することになります。	出力制御		
5-8	既にFITに基づく認定を受け、新たな出力制御ルール(平成27年1月の省令改正に基づく新たなルール、以下同じ。)の施行前に電力会社に接続申込みを行った案件について、地域資源バイオマス発電設備の要件を満たした場合、新たな出力制御ルールの適用を受けることができますか。	新たな出力制御ルールの施行前に電力会社(当時の一般電気事業者)に接続申込みを行った案件については、新旧いずれのルールが適用されるかを再生可能エネルギー発電事業者が選択できるように運用していますので、新ルールの適用を希望する再生可能エネルギー発電事業者については、地域資源バイオマス発電設備の要件を満たせば、新たな出力制御ルールの適用を受けることができます。	出力制御		
5-9	再生事業者が運転開始後に、地域資源バイオマス発電設備の要件を該当しなくなった場合、地域資源バイオマス発電設備に基づく新たな出力制御ルールの適用を受けられなくなりますか。	地域資源バイオマス発電設備に該当しなくなりますので、地域資源バイオマス発電設備に基づく新たな出力制御ルールの適用を受けられなくなります。	出力制御		
5-10	地域資源バイオマス発電設備の出力制御ルールについては、電力系統の運用上必要な範囲での出力制御の対象となるが、燃料の貯蔵に係る制約、出力の抑制を行うに当たって生じる技術的な制約その他の制約により、緊急時を除き「出力制御に抵触することが困難である場合」は出力制御の対象外となっている。出力制御に抵触することが困難である場合とは、具体的にどのような場合ですか。	「出力制御に抵触することが困難である場合」とは、例えば、 ①発電形態の特質により、燃料貯蔵が困難 ②出力制御に抵触することにより、燃料調達体制に支障を来す ③出力制御を行うことによって周辺環境に悪影響を及ぼす などの場合を想定しています。 具体的には、 ①については、稼働率が高く、年間を通じて高い出力を維持しながら安定的に発電が行われている場合、燃料貯蔵容量超過等の影響で異臭が発生する等の環境面での問題が発生する場合、燃料を保管できる発電設備仕様になっていないこと等により、出力制御に抵触した結果として生じた余剰燃料を保管できない場合を指します。 ②については、未利用間伐材等を主に燃料とする場合を想定しており、燃料の供給市場が小さく、高い稼働率を前提に燃料調達を行っているにもかかわらず、出力制御に抵触した結果として、燃料の需要減に連動して燃料価格が変動する場合や燃料配送計画やごみ収集計画を日単位で調整することが困難であることなど、燃料供給体制に影響を及ぼす可能性が高い場合を指します。 ③については、設備仕様上、定格出力以外の燃焼は不安定で発電を維持できない場合、出力制御により有害物質の発生を助長する場合等を指します。	出力制御		
5-11	地域資源バイオマスの出力制御について、どのような運用を行っていきますか。	地域資源バイオマスの出力制御について、下記のように運用していくことが望ましいと考えています。 ①接続契約時：地域資源バイオマス発電設備として確認された再生可能エネルギー発電事業者については、電力会社（一般送配電事業者）が新たな出力制御ルールに基づき、再生可能エネルギー発電事業者とその旨を盛り込んだ接続契約を締結します。その際、再生可能エネルギー発電事業者5-10の①または②に該当するため運転開始後に出力制御が困難であることを申し出る場合には、再生可能エネルギー発電事業者が年間の発電計画や発電設備の仕様などにより電力会社に対して十分な説明を行います。 ②運転開始後：再生可能エネルギー発電事業者は、自社の発電計画及び発電設備の状況などに鑑み、出力制御に抵触することが引き続き困難かどうかの検討を行った上で、出力制御に抵触することが可能である場合は、電力会社への発電計画提出(月間・週間・翌日)時に合わせ、出力制御可能量を電力会社に対し通知することとします。電力会社はこれに基づき、出力制御を行うこととします。なお、電力会社は、再生可能エネルギー発電事業者が出力制御の求めに応じられない状況が継続する場合には、再生可能エネルギー発電事業者より月ごとに提出される「バイオマス比率計算方法説明書」に記載された情報(バイオマス混焼率や発電利用率)に基づき確認します。	出力制御		
5-12	太陽光発電の出力制御について、新たな出力制御ルールの施行(平成27年1月26日)前に接続契約を行った設備について、施行日以降に増設した場合も出力制御の対象となるのですか。	新たな出力制御ルールの適用開始日以降に、電力会社(現在の一般送配電事業者)に対して増設に係る接続契約の申込みを行う場合(※1)には、新設の場合と同様の取扱いとなり、増設部分について(※2)、新たな出力制御ルールが適用されます。ただし、発電出力の規模や設置される地域によって、適用される出力制御ルール(条件・内容)が異なりますので。(なお、新たな出力制御ルール適用開始日の前日までに、変更認定又は軽微変更届出を行った上で、電力会社(現在の一般送配電事業者)に対して増設に係る接続契約の申込みを行った場合は、改正前の出力制御ルールが適用されます(※1)。)こちらも併せてご参照ください。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/faq_zousetsu.pdf ※1 ただし、指定電気事業者が30日等出力制御枠(接続可能量)を超えて増設分の連系承諾を行う場合は、増設に係る接続契約の申込日より、指定電気事業者が接続可能量を超えて連系承諾を行う増設分が出力制御の対象となります。 ※2 ただし、技術的、場所的な制約から増設分のみを区分して出力制御することができない場合(同一PCS内において太陽光パネルを増設し、これに伴い契約受電電力が増加する場合等)には、既設部分も含めた全体を出力制御していただく必要があります。	出力制御		
5-13	発電出力の規模によって、出力制御ルールが適用されないものもあると思いますが、その場合の発電出力の規模はどのような基準で判断されるのですか。増設分の発電出力か、それとも増設後の設備全体の発電出力か、どちらですか。	出力変更後の発電設備全体の出力規模で判断し、出力変更時点の出力制御ルールにおける出力制御の対象規模以上の設備となる場合には、新たな出力制御ルールの対象となります。こちらも併せてご参照ください。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/faq_zousetsu.pdf	出力制御		
5-14	東京電力、中部電力又は関西電力では、新たな出力制御ルールの経過措置期間後(平成27年4月1日以降)も50kW未満の太陽光発電設備は出力制御の対象外となっていますが、これらの管内で、経過措置期間後に認定を受けた50kW未満の設備について、50kW以上の設備に増設した場合は、増設部分のみ出力制御の対象となるのですか。	平成27年4月以降に接続契約の申込みを行う太陽光発電設備については、新たな出力制御ルールの経過措置期間後の接続契約の申込みとなるため、当該発電設備の増設により設備全体で出力制御の対象規模以上の設備となる場合には、増設部分にPCSが個別に設置されるか否かに関わらず、増設部分のみではなく、既設部分も含めた設備全体が出力制御の対象となります。こちらも併せてご参照ください。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/faq_zousetsu.pdf	出力制御		